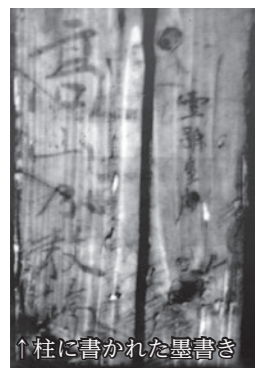




# 長屋門保存修復工事の完了

**■長屋門保存修復工事**  
 高山社跡には母屋兼蚕室、長屋門、焚屋(炊事場兼風呂)、外便所の4棟の建物が残されています。既に平成26・27年度に焚屋と外便所の修復を完了し、公開しています。  
 長屋門は平成27年度から修復工事に着手しました。一部解体を行ったところ、外見よりも老朽、傷みが激しいことが分かり、半解体修理から全解体修理に変更し、実施することになりました。その後も工事を進めていく中で、文化財としての修復方法の変更が必要となるなどの新たな課題や文化庁補助金の動向などによって工事内容の変更や期間延長などがあり、約3年10ヵ月を要し、平成30年10月末の完成となりました。

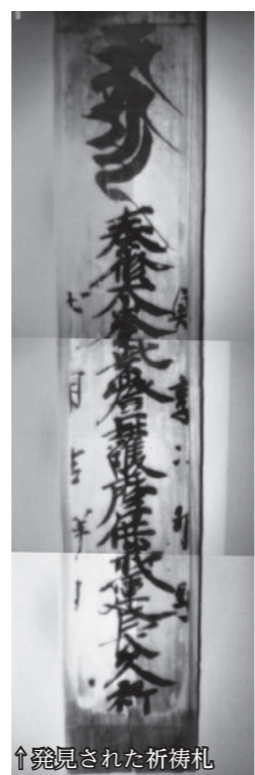


**①謎の墨書き**  
 左の写真は長屋門西側の柱から発見された「高山分教場」の墨書きです。

日本の古い木造建築は使われる場所によって木が使い分けられています。硬さや強度に合わせ、ツガやスギ、マツ、ケヤキなどが使用されています。修復では傷んだ部分を同樹種の新しい木を加工し、金輪継ぎなどの伝統的な継ぎ方で一体の強度を持つように修復しています。  
 長屋門は明治期の高山分教場時代の姿に修復、耐震補強され、世界文化遺産高山社跡の顔として末長く保存されます。

**長屋門完成記念コンサート**  
 長屋門の保存修復工事の完了を記念して鯉沼廣行さん・金子由美子さんによるしの笛のコンサートを開催します。  
**日時** 11月23日(祝)午後2時30分開場、午後3時開演  
**会場** 高山社情報館  
 ※雨天の場合、諏訪神社参集殿  
**定員** 200人(先着順)  
**入場料** 2,000円  
**チケット販売** 市役所市民相談室、藤岡公民館、高山社情報館、藤岡歴史館  
**問い合わせ** 高山社顕彰会事務局(文化財保護課内 ☎5997)

**■長屋門修復での新たな発見**  
 修復工事では過去に改築補修が行なわれた経過痕跡調査も行い、建物の歴史を明らかにしています。  
**②祈禱札の年代**  
 右の写真は長屋門の入り口に貼られていた大小14枚の祈禱札のうちの1枚です。この祈禱札の発見により、従来考えられていた建築年よりも180年ほど古い「貞享4(1687)年」まで、さかのぼれることが判明しました。この他にも解体調査でさまざまな発見がありました。こうした成果については今後の展示などを通じてお知らせします。  
 より一層、見どころの増えた高山社跡へぜひお越しください。  
**③問い合わせ** 文化財保護課 ☎5997)



↑発見された祈禱札

## 職員の勤務時間その他の勤務条件および休業の状況

**勤務時間の状況**

1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	7時間45分
勤務の開始時間	午前8時30分
勤務の終了時間	午後5時15分
休憩時間	正午～午後1時

**休暇などの概要**  
 休暇などの種類は、年次休暇、病気休暇、公民権の行使、生理休暇、結婚休暇、産前産後の休暇、出産介護休暇、育児時間休暇、子どもの看護休暇、忌引、父母の祭日休暇、ドナー休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇、介護休暇など

## 職員の研修および人事評価の状況

区分	受講者数	受講日数	内容
一般研修	116人	18日	新任・中級職員、監督者、管理者などの研修
特別研修	362人	10日	人権講演会、情報・健康などの研修
派遣研修	84人	98日	人権啓発指導者、地域政策、住民行政、地方公務員制度などの研修

※平成29年度実施分

平成20年度から人事考課制度を導入し、28年度からは人事評価制度を導入しています。

評価の種類	基準日	対象期間
能力評価	毎年9月1日	10月1日から翌年の8月31日まで
業績評価	毎年10月1日・4月1日	4月1日から9月30日までおよび10月1日から翌年3月31日まで

## 公平委員会の業務の状況

**勤務条件に関する措置の要求の状況**  
 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、市当局より適当な措置がとられるべきことを公平委員会に要求することができます。  
 ※平成29年度は要求がありませんでした

**不利益処分に関する不服申し立ての状況**  
 職員は懲戒のほか、意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。  
 ※平成29年度は要求がありませんでした

## 職員の服務および分限・懲戒処分の状況

**服務規律の概要**  
 服務の基本基準は「全て職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない」というものです。

**分限・懲戒制度の概要**  
 分限処分とは、職員が職責を果たすことができないことにより行う処分。懲戒処分とは、服務違反や不正行為により行う処分です。  
 分限の種類＝免職・休職・降任・降給  
 懲戒の種類＝戒告・減給・停職・免職  
 ※平成29年度は休職2件

## 職員の福祉および利益の保護の状況

**安全衛生に関する事項**  
 衛生管理者、衛生推進者、産業医を選任。また衛生委員会を設置し、職員の危険または健康障害の防止、労働災害の原因調査や防止策などに努めています。

**公務災害の認定状況**  
 職員が、公務中に負傷した場合や公務が原因で病気になった場合は、一般的に公務災害として取り扱われ「地方公務員災害補償法」が適用されます。  
 ※平成29年度は1件の認定がありました

## 藤岡市職員共済会に対する助成等の状況

項目	金額等	備考
A 共済会に対する助成額	3,090千円	
B 会員による掛金の額	6,535千円	平成29年4月1日～平成30年3月31日
C 公費負担率 A/(A+B)	32.1%	
D 共済会員数	611人	平成29年4月1日現在
E 会員一人あたりの補助金額 A/D	5,057円	

## 退職管理の状況

退職年度	届出対象者数	営利企業等への従事者数(届出対象者のうち)
平成28年度	13人	10人
平成29年度	13人	11人